

## 令和5年度 豊田市居住支援協議会事業計画

令和5年度においては、新たに実施する事業も踏まえながら、改めて居住支援を行う現場で発生している問題を蓄積し、当該問題について協議を行うための課題等を整理する。

### 1 総会等

#### (1) 総会

会則のとおり総会を1回開催する。

また、必要に応じて臨時総会を開催する。

#### (2) 調整会議

本協議会の運営及び豊田市における課題の抽出を目的として、各構成員の担当者を招集し調整会議を実施する。なお、調整会議は必要に応じ開催する。

#### (3) 部会

令和4年度において組織した部会により、引き続き協議を行うものとする。

令和5年度においては新たに組織しない。

ただし、新たな部会の組織が必要であるとされる場合には、臨時総会に諮るものとする。

### 2 実施事業

#### (1) 重層的支援体制整備事業への参加（部会からの提案）

豊田市役所福祉部局を中心に整備される重層的支援体制整備事業へ本協議会代表者として公益社団法人愛知共同住宅協会が参加する。

住まい探しの支援及び入居又は入居後支援について居住支援法人等との連携による解決策の検討を役割として担うものとする。

重層的支援体制整備事業に参加し、課題の洗い出し及びスキームの構築を検討する。

#### (2) 大家さんに対する居住支援の周知活動（部会からの提案）

大家さん（管理会社、仲介業者を含む。）が居住支援により住宅確保要配慮者の入居を拒まなくなるよう、必要な情報をまとめたチラシを作成し大家さんへ向け情報発信します。

#### (3) 研修会の実施

構成員の居住支援に係る知識向上を促進するため、研修会を実施する。

研修会は、令和4年度に構成員から募ったテーマ及び豊田市における課題からテーマを選定し、構成員又は外部有識者を講師として実施する。

#### (4) 意見交換会の実施

構成員の居住支援に係る知識を深めるため、意見交換会を実施する。

意見交換会は、研修会と同様にテーマ等を選定し実施する。

(5) 構成員の各窓口による対応

構成員の各窓口にて、各構成員の業務内容に応じて住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人からの相談を受け付ける。

相談を受け付けた構成員は、必要に応じて本協議会が利用するクラウドサービス及び豊田市ホームページ掲載の「居住支援に関する情報」ページから情報を収集し対応するとともに、相談内容の対応が可能な構成員と連携し、解決を図るものとする。

(6) ホームページによる情報提供

昨年度に引き続き、豊田市ホームページへ掲載した「居住支援に関する情報」ページを通じて、市民へ周知を図りながら、構成員の窓口業務の補助的役割を担う。